

# 第100回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時

(受付開始：午前9時)

## 開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7

ソフトピアジャパン

センタービル3階ソピアホール

## 議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

### 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9076/>



## 目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	5
事業報告	13
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に 向けたお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

**また、お土産の配布はございません。**  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード9076

2021年6月2日

岐阜県大垣市田口町1番地

**セイノーホールディングス株式会社**

代表取締役社長 **田口 義隆**

## 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限りご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

書面またはインターネット等により議決権を行使していただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会はZoomウェビナーによるライブ配信を行いますので、当日はご来場に代えて、Zoomウェビナーでのご視聴をお願い申し上げます。

詳細は同封の「第100回定時株主総会におけるライブ配信の実施について」をご覧ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2021年6月24日（木曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第100期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第100期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 取締役9名選任の件</li> </ol>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告「会社の体制および方針」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。  
なお、会計監査人、監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、この会社の体制および方針、連結注記表および個別注記表も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.seino.co.jp/seino/shd/koukoku/index.htm>）に掲載させていただきます。

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止について株主様へのお願い】

- 当日は本定時株主総会をZoomウェビナーによるライブ配信を行います。なお、配信（中継）は会社法上の会場ではございませんので、ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができませんのでご了承ください。
- 株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、健康状態に関らず、本定時株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使は、書面またはインターネットにても可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

## 【来場される株主様へのお願い】

- 総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- 発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、来場をお控えください。感染防止のため、スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。
- 株主様同士のお座席の間隔を可能な限り空けて配置いたしますので、例年に比べ座席数を減らしております。状況によりお席をご用意できない場合がございます。
- お飲み物のご提供、休憩コーナーの設置はとりやめとさせていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

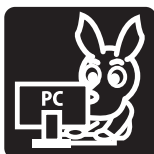
### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、下記の議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで



- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑥ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従ってお手続きください。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

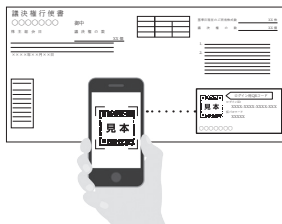
**場所** 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

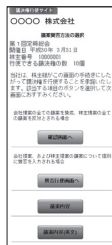
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

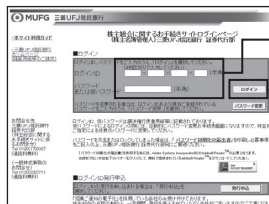


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

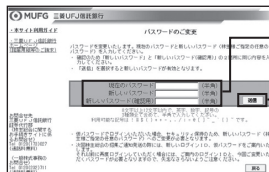
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、連結配当性向30%を目処とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき27円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金16円 配当総額 2,996,695,904円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月25日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	田 口 義 隆	代表取締役社長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	100% (14回/14回)	○	○	○		○
2	田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	100% (14回/14回)	○	○	○		○
3	丸 田 秀 実	取締役国際戦略部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	100% (14回/14回)	○		○		○
4	古 橋 治 美	取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	100% (14回/14回)		○		○	
5	野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	100% (14回/14回)			○		○
6	小 寺 康 久	取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	91% (10回/11回)	○				○
7	山 田 ムユミ	社外取締役 独立役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	100% (14回/14回)	○			○	
8	高 井 伸太郎	社外取締役 独立役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	93% (13回/14回)		○		○	○
9	一 丸 陽一郎	社外取締役 独立役員 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	100% (14回/14回)	○	○		○	

- (注) 1. 取締役候補者小寺康久氏は、2020年6月25日開催の第99回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の候補者と異なります。
2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
1	たぐちよし たか 田口義隆	1961年4月20日	706,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年3月	当社入社	1996年6月	当社専務取締役労務部担当
1985年5月	セイノーアメリカインク出向	1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1988年1月	同社社長	1999年6月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年5月	当社社長付部長	2001年6月	当社代表取締役副社長経営担当
1989年7月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室 長兼西濃総合研究所長	2003年6月	当社代表取締役社長（現任）
1991年7月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当	2018年6月	株式会社丸井グループ社外取締役（2021年6月退任予定）
重要な兼職の状況			
関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノー通関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービス、セイノーエンジニアリング株式会社の代表取締役、株式会社丸井グループの社外取締役（2021年6月退任予定）、公益財団法人田口福寿会の会長			
取締役候補者とした理由			
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
2	たぐち たか お 田口隆男	1962年2月2日	397,773株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1984年4月	日清製粉株式会社入社	2006年6月	当社取締役営業担当
1992年7月	岐阜日野自動車株式会社入社	2007年6月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年6月	同社取締役営業副本部長	2011年4月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年4月	同社専務取締役	2015年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年6月	当社取締役営業本部担当付	2015年8月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2000年4月	当社常務取締役営業本部担当		兼経理部担当兼財務IR部担当
2003年6月	当社専務取締役営業統括担当	2016年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当		（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当		
重要な兼職の状況			
滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			



候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
3	丸 田 秀 実 まる た ひで み	1963年3月4日	50,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年4月	国税庁入庁	2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当
1992年7月	紋別税務署長		
1995年7月	札幌国税局総務課長	2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1996年5月	外務省在香港総領事館領事	2012年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長	2013年6月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
2001年6月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当	2014年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2002年3月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当	2014年6月	当社取締役国際戦略室担当
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当	2021年3月	当社取締役国際戦略部担当（現任）
重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノー通関株式会社、株式会社セイノー商事の監査役			
取締役候補者とした理由			
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
4	古 橋 治 美 ふる はし はる み	1957年4月13日	37,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1981年3月	当社入社	2011年4月	同社執行役員名東エリア統括マネージャー
2003年7月	当社エコビジネス部長	2012年4月	同社取締役人事部担当
2005年10月	西濃運輸株式会社業務部長	2012年4月	当社人事部長
2007年4月	同社営業部長中部地区駐在	2013年6月	当社取締役総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当（現任）
2009年4月	同社執行役員静岡三河エリア統括マネージャー		
取締役候補者とした理由			
古橋治美氏は、主に輸送事業における営業・業務等さまざまな部門での豊富な経験を有し、当社のガバナンス強化や人材確保の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
5	野津信行 のづのぶゆき	1961年5月24日	18,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2015年4月	同社執行役員財務部長
2014年1月	当社入社経営企画室長	2016年4月	同社取締役経理部担当兼財務部担当
2014年7月	当社経理部・財務IR部統括部長	2016年6月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当（現任）
2014年7月	西濃運輸株式会社財務部長	2018年4月	西濃運輸株式会社取締役財務部担当（現任）
取締役候補者とした理由			
野津信行氏は、金融機関で培った豊富な知識・経験と高度なバランス感覚ならびに、公平・誠実な人柄と高い品格を兼ね備えており、経理・会計面よりグループの経営管理の強化の実績を有するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
6	小寺康久 こ たら やす ひさ	1959年8月7日	3,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1982年3月	当社入社	2013年4月	同社取締役営業管理部担当
1997年4月	当社加西支店支店長	2015年6月	同社常務取締役営業本部担当
2002年4月	当社松原支店支店長	2016年4月	同社専務取締役営業本部担当
2004年7月	当社山陽ブロック長兼岡山支店支店長	2017年4月	セイノスーパーエクスプレス株式会社代表取締役社長
2009年4月	西濃運輸株式会社堺支店支店長	2020年4月	西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任）
2010年4月	同社執行役員営業管理部部長	2020年6月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当（現任）
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
小寺康久氏は、長年にわたり輸送事業の現場長ならびに子会社経営の経験を有し、営業、商品開発についての諸施策を推進する等の実績を有するとともに、当社事業・業務運営に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
7	やま だ めゆみ 山 田 メユミ	1972年8月30日	6,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1995年4月	香栄興業株式会社入社	2015年9月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）
1997年5月	株式会社キスミーコスメックス（現株式会社伊勢半）入社	2016年3月	株式会社 I S パートナース代表取締役社長
1999年7月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	2016年9月	株式会社Eat Smart取締役
2000年4月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	2017年6月	株式会社かんぼ生命保険社外取締役（現任）
2009年12月	同社取締役（現任）	2017年6月	当社社外取締役（現任）
2012年5月	株式会社サイバースター代表取締役社長	2019年12月	株式会社 I S パートナース取締役（現任）
重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、株式会社かんぼ生命保険の社外取締役			
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
山田メユミ氏は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍推進を含む社内多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となつていただけると判断したためです。また、EコマースやUI/UXの視点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待したためであります。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
8	たか い しんたろう 高 井 伸太郎	1973年1月24日	4,500株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1999年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所	2014年9月	株式会社アーク社外取締役
		2016年6月	高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士（現任）
		2016年6月	株式会社ワークスアプリケーションズ社外取締役
2007年1月	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士	2018年6月	当社社外取締役（現任）
2010年2月	三起商行株式会社社外監査役（現任）		
重要な兼職の状況 高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士			
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
高井伸太郎氏は、当社コーポレートガバナンスコードに定める「豊富な経験および専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場から適切な意見、助言および指摘等を行う」ことに資する方であり、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、自身の国際領域における法務面での造詣の深さは、当社が注力する国際化においてその推進はもとより、ガバナンスの体制強化に繋がる一助となつていただけると判断したためです。また、国際領域にとどまらず、企業法務全般についてのコンプライアンスの観点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待したためであります。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
9	いち まる よういちろう 一 丸 陽一郎	1948年10月10日	2,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1971年 7月	トヨタ自動車販売株式会社入社	2009年 6月	あいおい損害保険株式会社監査役
1996年 2月	トヨタ自動車株式会社人材開発部部長	2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役
1999年 1月	同社カローラ店部部長	2011年 6月	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
2000年 1月	同社カローラ店営業部部長	2015年 6月	同社相談役
2001年 6月	同社取締役カローラ店営業本部本部長	2015年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長
2003年 6月	同社常務役員	2017年 3月	中外製薬株式会社社外取締役（現任）
2005年 6月	同社専務取締役国内営業本部本部長兼カスタマーサービス本部本部長	2017年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問
2009年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 6月	当社社外取締役（現任）
重要な兼職の状況 中外製薬株式会社の社外取締役			
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
一丸陽一郎氏は、企業経営者ならびに監査役としての豊富な経験・知識等から当社の掲げる使命「価値創造」実現に向けた助言や「リスクマネジメント」・「コーポレートガバナンス」面での監督に秀でておられるとの見地より、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。また、企業経営全般ならびに「リスクマネジメント」「コーポレート・ガバナンス」の観点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待したためであります。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。			

- (注) 1. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
2. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社およびセイノー通関株式会社社の代表取締役を兼務し、当社は3社との間で業務委託等の競業関係があります。
  - (2) 取締役候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の13.86%を保有する筆頭株主であります。
  - (3) 取締役候補者丸田秀実氏は、セイノー通関株式会社の監査役を兼務し、当社と同社との間で業務委託等の競業関係があります。
  - (4) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。3氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田メユミ氏が4年、高井伸太郎氏が3年、一丸陽一郎氏が2年となります。
8. 山田メユミ氏が2017年6月から現在まで社外取締役に就任している株式会社かんぼ生命保険において、その在任中に、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令順守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては原因究明や再発防止、社内風土改善に向けて、積極的な提言や意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
9. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美（やまだめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内においても2度の緊急事態宣言が発令されるなど経済活動が抑制され、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、コロナ禍での働き方や消費スタイルの変化によるEC市場の拡大に伴い宅配貨物の増加がみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により国内貨物輸送量は減少傾向が続き、厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、今年度を初年度とする3ヵ年中期経営方針「『Connecting our values』～すべてはお客様の繁栄のために～」のもと、お客様の課題解決に向けた価値提供やロジステイクスなどの成長分野への集中投資を通じて、企業価値向上に向け一丸となって邁進してまいりました。

また、2020年8月31日付で、ニューノーマル時代のto Cネットワークの変化に伴う「置き配サービス」に対応するため、株式会社リビングプロシードを子会社化しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,920億46百万円（前連結会計年度比5.4%減）、営業利益は245億60百万円（前連結会計年度比17.3%減）、経常利益は277億51百万円（前連結会計年度比11.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は166億60百万円（前連結会計年度比35.5%減）となりました。

#### 【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営方針のもと、お客様の輸送における困りごとを解決するため、Webから入力するだけで、パレットサイズから1車貸し切り単位まで貨物量に見合った最適なサービスをワンストップで提供する「セイノー輸送なびPro」を開始し、着実に実績を上げてまいりました。

輸送事業の中核会社である西濃運輸株式会社では、コロナ禍での経済活動の停滞により取扱貨物量が大幅に減少する中、蓄積した業種別の実績データ分析による好調業種への積極的な渉外や、渉外履歴を含む顧客情報を一元管理する「顧客カルテシステム」を活用し、取扱貨物量の確保に取り組んでまいりました。

一方で、取扱貨物量に相関するよう費用の最適化を行い、中でも積載量が落ち込んでいる運行コースの減便を実施するなど、路線便の見直しを継続してまいりました。

また、労働環境改善のための拠点リニューアルも継続するなど、社員のES向上に努めてまいりました。

拠点展開では、西濃運輸株式会社において深川支店（東京都江東区）、セイノースーパーエクスプレス株式会社において山形営業所（山形県山形市）の新設を行っております。

この結果、売上高は4,410億90百万円（前連結会計年度比5.4%減）、営業利益は183億75百万円（前連結会計年度比21.3%減）となりました。

#### 【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、コロナ禍において乗用車販売市場が縮小する中、サポートカーを中心としたキャンペーンなどの展開や、残価型割賦販売の活用による早期代替提案、新型車の投入効果を活かした営業を展開してまいりました。また、トヨタ車の全車種併売化をチャンスと捉えた新たな客層への積極的な渉外活動により、通期での新車販売台数は前年同期実績を下回ったものの、下半期においては前年実績を上回る結果となりました。中古車販売においても、下半期において小売販売台数が前年同期実績を上回るまで回復しました。サービス部門は車検や整備入庫に加え、メンテナンスパックやボディーコートなどの繰返し入庫につながる商品の販売促進を図ることで、収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、増客活動と保有台数の増加を図るために拡販に努めましたが、国内の新車販売台数はコロナ禍のキャンセルや前年の環境規制対応の特需などの影響もあり前年同期実績を下回りました。

一方で、钣金塗装工場の活用と岐阜日野自動車株式会社安八営業所整備工場に車検レーンを増設したことにより外注業務の内製化を進め、整備利益の確保に繋げてまいりました。

拠点展開では、地域ナンバー“ワン”に向けトヨタカローラ岐阜株式会社において、下呂店（岐阜県下呂市）サービス工場の改築とネッツトヨタ岐阜株式会社下呂店との統合、大垣北店（岐阜県大垣市）サービス工場の改築、滋賀日野自動車株式会社において新車センター（滋賀県栗東市）の新設を行っております。

この結果、売上高は983億33百万円（前連結会計年度比4.7%減）となり、営業利益は47億80百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。

#### 【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の下落の影響もあり、売上高は310億34百万円（前連結会計年度比5.6%減）、営業利益は7億32百万円（前連結会計年度比15.9%減）となりました。

#### 【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、主に都市開発の影響や狭隘化などの理由で代替化措置を図ったトラックターミナル跡地や店舗跡地などを賃貸マンションなどとして運用をしております。

その結果、売上高は18億64百万円（前連結会計年度比7.7%増）、営業利益は14億94百万円（前連結会計年度比8.1%増）となりました。

#### 【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業、タクシー業および労働者派遣業などを行っております。売上高は197億22百万円（前連結会計年度比7.8%減）、営業利益は4億85百万円（前連結会計年度比29.4%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は398億53百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| (イ) 土 地 | 千葉県市川市 (16,455.01㎡)      |
| (ロ) 建 物 | 東京都江東区 (深川支店 27,404.60㎡) |
| (ハ) 車 両 | 1,844台                   |

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、ロジスティクス機能の強化を加速させるため、大都市部を中心にトラックターミナルとロジスティクス施設を一体化させたロジ・トランス施設等への投資を進めていく方針であり、当該投資資金の調達を目的として、2021年3月31日を払込期日として、額面総額250億円の「2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」を発行いたしました。

また、当社の連結子会社である関東運輸株式会社は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と財務制限条項が付された金銭消費貸借契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

さらに、当社においても、運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

## (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当社の連結子会社である関東運輸株式会社の株式について、当初の共同投資家であった刈田・関東運輸投資事業有限責任組合他との共同保有期間が終了となったことから、その株式の全部を当社グループが買い受け、当該株式を2020年8月27日付で取得いたしました。

また、当社の完全子会社であるココネット株式会社は、2020年8月31日付で株式会社リビングプロシードの株式を取得し、子会社化いたしました。同社は40年以上にわたりフリーペーパー・折込広告の配布によるプロモーションを専業としており、保有する約10,000名の配布員＝ギグワーカーのネットワークを活用し、ラストワンマイルのO.P.P.構築をさらに加速させます。さらに、宅配業界における人材のオープン化(O.P.P.)を進め、業界の課題解決につなげてまいります。



## 2. 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第97期	2018年度 第98期	2019年度 第99期	2020年度 第100期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	596,130	618,436	625,626	592,046
経 常 利 益 (百万円)	29,120	33,629	31,505	27,751
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	20,046	21,216	25,848	16,660
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	101.88	104.85	128.41	89.31
総 資 産 (百万円)	628,728	657,983	654,532	672,247
純 資 産 (百万円)	405,739	426,207	432,813	422,634

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第98期連結会計年度より適用しており、第97期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

また、一部の連結子会社において当期より新車および中古車の割賦販売における収益認識基準を割賦回収基準から販売基準への変更に伴い遡及適用が行われております。第99期連結会計年度については、遡及適用後の金額で表示しております。

### 3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、停滞していた経済活動が再開し、消費活動の回復が期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せず、依然として厳しい状況が続くと予測されております。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界におきましては、新しい生活様式の定着に伴うECを中心とした個人宛商品の伸びが顕著であるものの、一般貨物においてはコロナ禍以前の貨物輸送量は期待できず、長距離ドライバーをはじめとする労働力不足も見込まれております。

このような情勢の中、お客様の繁栄に貢献するため自らの限界を超える「SEINO LIMIT～限界からの解放～」を全社員が共有することで、お客様のニーズの多様化やニューノーマル時代の変化に対応し、中期経営方針の実現を目指してまいります。その一環として、戦略的な組織編成が必要と判断し2021年4月1日付で事業推進部にトランスフォーム推進チームおよびラストワンマイル推進チームを設置いたしました。前者は特積み事業をベースにDXを活用し、新規事業や新サービスの創発へとトランスフォームを図るとともに路線運行体制の一元化などをはじめグループ全体での効率化を追求してまいります。また、後者は買い物弱者対策として全国で取り組んでいるお買い物サービスをはじめ、処方薬即時配送サービス「ARUU（アルー）」、過疎地域におけるドローン物流サービス「SkyHub™（スカイハブ）」、需要が拡大する置き配によるLCC宅配サービス「OCCO（オッコ）」などto Cネットワークにおける価値あるラストワンマイルの全国展開を加速的に進めてまいります。

また、「特積みのセイノー」から「ロジのセイノー」へ新化するため、営業体制の強化、専門性を高める人材育成などを図り、お客様の継続的な経営サポートを行ってまいります。

さらに、EDI連携やカンガルーマジックに代表される出荷支援Webサービスなど、ITサービスの充実によりCS向上と生産性向上を図るとともに、ユニット運行・荷役分離の導入による運び方改革、社員のES向上策などにより採用強化と定着率向上を図ってまいります。

その他、モーダルシフトの拡大や新型車両への代替、効率的な輸送などを通じてCO2削減にも取り組んでまいります。

自動車販売事業の乗用車販売では、トヨタ販売店の全車種併売化によるチャネル間競争が本格化し、車両での差別化が難しく価格戦略だけでは優位性が保てないことから、お客様の満足度を高め販売拡大につながるよう、顧客情報管理システムによる最適な顧客対応や店舗のリニューアルなどを実施してまいります。トラック販売でも、小型トラック拡販に向けた営業支援ツールの整備や先進整備機器の活用とレーン拡充による車検掌握率向上などにより、収益力の向上を目指してまいります。その他、整備士確保のための先進整備機器導入によるES向上も図ってまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他では、事業領域の拡大や既存事業強化を実施してまいります。

当社グループといたしましては、3ヵ年中期経営方針に則り、お客様の繁栄に貢献し、新たな価値を提供する企業集団に向けて、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 4. 重要な子会社の状況

## (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	100.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノー通関株式会社	100	66.01	通関業
トヨタカローラ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
ネットヨタ岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
滋賀日野自動車株式会社	80	67.00	自動車販売代理店業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業
セイノーエンジニアリング株式会社	20	100.00	建築工事請負業

## (2) 事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,914百万円

(注) 当事業年度末における当社の資産総額は、372,499百万円であります。

## 5. 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売および紙・紙製品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負、タクシーおよび労働者派遣などを営むグループ

## 6. 主要な営業所(2021年3月31日現在)

### (1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

### (2) 子会社

国内では、岐阜県に29社、東京都に13社、大阪府に5社、群馬県、神奈川県および愛知県に4社、その他17県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、アメリカ合衆国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外840カ所に有しております。

## 7. 使用人の状況(2021年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	27,133 <sup>名</sup>	58 <sup>名</sup> ( 減 )
女 性	2,278	163 ( 増 )
合 計	29,411	105 ( 増 )

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	88 <sup>名</sup>	22 <sup>名</sup> ( 増 )
女 性	4	1 ( 減 )
合 計	92	21 ( 増 )

## 8. 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,786 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,663
株 式 会 社 十 六 銀 行	1,012
株 式 会 社 り そ な 銀 行	830
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	800

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しております。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しております。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 207,679,783株
3. 株主数 6,236名
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	25,949 <sup>千株</sup>	13.86%
株式会社日本カストディ銀行	24,864	13.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,521	6.69
株式会社十六銀行	6,538	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.85
日野自動車株式会社	4,369	2.33
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.17
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	3,764	2.01
アドニス株式会社	3,299	1.76
東京海上日動火災保険株式会社	3,035	1.62

(注)1. 上記のほか、当社保有の自己株式20,386千株(9.82%)があります。自己株式20,386千株には、株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」により、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式86千株および「株式給付信託(J-ESOP)」により、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式4,730千株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式20,386千株を控除して計算しております。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	45,500 <sup>株</sup>	7 <sup>名</sup>
社外取締役	3,562	3
監査役	—	—

(注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告24～26頁「IV4. 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した当社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

## 6. その他株式に関する重要な事項

### (従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

### (取締役に対する株式給付信託)

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、BBT制度といいます。）を導入することを決議いたしました。BBT制度は取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額250億円）の当事業年度末日における概要

区分	2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年3月31日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	2,168円
新株予約権を行使することができる期間	2021年4月14日から2026年3月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の状況(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代表取締役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)
取締役	丸 田 秀 実	国際戦略部担当
取締役	古 橋 治 美	総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取締役	野 津 信 行	財務IR部担当兼経理部担当
取締役	小 寺 康 久	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼不動産開発部担当
取締役	山 田 メ ユ ミ	
取締役	高 井 伸 太 郎	
取締役	一 丸 陽 一 郎	
常勤監査役	寺 田 新 吾	
常勤監査役	伊 藤 信 彦	
監査役	笠 松 栄 治	
監査役	増 田 宏 之	

(注) 1. 2020年6月25日開催の第99回定時株主総会において、新たに小寺康久氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役であります。

3. 笠松栄治および増田宏之の両氏は、社外監査役であります。

4. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノー通関株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノー商事、株式会社セイノー情報サービス、セイノーエンジニアリング株式会社の代表取締役、株式会社丸井グループの社外取締役を兼務し、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社およびセイノー通関株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の13.86%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネットヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノー通関株式会社、株式会社セイノー商事の監査役を兼務しております。なお、当社はセイノー通関株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
- ・取締役小寺康久氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・監査役寺田新吾氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社、セイノーエンジニアリング株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。



- ・ 監査役伊藤信彦氏は、セイノスーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノ情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で、業務委託等の競業関係があります。
  - ・ 社外役員の重要な兼職の状況については、26頁 5.社外役員に関する事項に記載しております。
5. 監査役寺田新吾、伊藤信彦、笠松栄治および増田宏之の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・ 監査役寺田新吾氏は、当社入社以来経理部に在籍し、経理業務を担当してまいりました。
    - ・ 監査役伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めてまいりました。
    - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
    - ・ 監査役増田宏之氏は、税理士の資格を有しております。
  6. 当社は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## 2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を策定し、短期のみならず中長期それぞれの目線にて、さらには現金報酬と自社株報酬との割合を考慮した体系としております。具体的には、月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）により構成されており、月額固定報酬は従業員給与を考慮の下、前年度の業績による連動といたしております。

なお、2018年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、本総会終結後に在任する役員については、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することが承認可決されました。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は以下のとおりです。なお、当社の取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款で定めております。

取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額2,500万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額6億円以内、株式数の上限を年36万株以内（うち社外取締役1億円以内。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり2億円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な配分については、取締役等の在職期間に応じて、取締役会において決定しております。

本制度は、取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

さらに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会に基づき、社外取締役を除く取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付するものです。

当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に当初対象期間に対応する必要資金として、3億6千万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億6千万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3億6千万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

なお、上記に記載のとおり、自社株報酬により付与する株式数は、役位や在職期間等に応じて決定いたしますが、株式等の価値（取締役が得る利益）は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動しております。

監査役報酬限度額は、2004年6月25日開催の第83回定時株主総会において月額400万円以内と決議されており、各監査役報酬等の額はその範囲内で、監査役協議により決定されております。

当社は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて報酬についての提言を行い、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な報酬額・付与株数を決定します。

また、2021年1月12日開催および6月4日開催予定の人事委員会において、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を前提とすることを確認し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての見地より、中長期的な業績をふまえた具体的な月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）を提言し、同年2月10日開催の取締役会にて当該提言を適切と判断のうえ決定し、個人別の報酬額を同年6月24日の取締役会にて決定の見込みです。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	171 (25)	52 (20)	118 (4)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (1)	36 (1)	— (—)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	207 (27)	88 (22)	118 (4)	15 (6)

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度および株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））であり、割当ての際の条件等は24頁「(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は20頁「Ⅱ5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

## (3) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役（2020年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含む。）が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は13百万円でありま

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役高井伸太郎氏は、高井&パートナーズ法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

- ② 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、増田宏之税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

## (2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役山田メユミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役および株式会社かんぼ生命保険の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 取締役一丸陽一郎氏は、中外製薬株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社および西濃エクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ④ 監査役増田宏之氏は、西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラ岐阜株式会社、ネッツトヨタ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、6社は当社の子会社であります。

## (3) 当事業年度における主な活動状況

- ① 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査役会（10回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田メユミ	14回	100%	—	—
取締役	高井伸太郎	13	93	—	—
取締役	一丸陽一郎	14	100	—	—
監査役	笠松栄治	14	100	9回	90%
監査役	増田宏之	9	100	5	100

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 監査役増田宏之氏は、2020年6月25日開催の第99回定時株主総会において選任され、同年7月10日に就任いたしましたので、取締役会および監査役会の出席回数が他の社外役員と異なります。

- ② 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- ・ 取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に中長期的な事業戦略や新規事業の成長戦略に言及されるなど、当社の企業価値向上に資する発言をされております。また、社会貢献や人材、ダイバーシティに対する意見を述べられるなど外部環境の変化に対応するアドバイスをされるなど適切な役割を果たされております。
  - ・ 取締役高井伸太郎氏は、M&A案件、業務提携、企業法務から資金運用に至るまで、様々な案件に対し、弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験により、具体的、実践的な意見を述べられております。また、法令改正対応、事業リスク回避や事業計画の妥当性確保に対してアドバイスをされるなど適切な役割を果たされております。
  - ・ 取締役一丸陽一郎氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験、知見から事業環境の変化に対応するための優位性の確保、他社との差別化、柔軟な体制変更など、積極的な発言をされております。また、コロナ禍におけるビジネスチャンスとリスク対策など客観的な立場から当社の成長戦略に資する発言をされるなど適切な役割を果たされております。
  - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見に基づいた経営戦略、グループ資本政策、事業リスク、内部統制に関する提言に至るまで、当社の企業価値向上に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
  - ・ 監査役増田宏之氏は、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切なアドバイスをされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	141百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>242,711</b>	<b>流動負債</b>	<b>110,993</b>
現金及び預金	76,454	支払手形	1,486
受取手形	6,080	営業未払金及び買掛金	47,155
営業未収金及び売掛金	114,320	短期借入金	4,470
有価証券	26,600	一年内返済予定長期借入金	966
たな卸資産	13,544	未払金	15,869
その他流動資産	5,924	未払費用	15,894
貸倒引当金	△212	未払法人税等	3,827
		未払消費税等	8,240
		その他流動負債	13,082
<b>固定資産</b>	<b>429,536</b>	<b>固定負債</b>	<b>138,620</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>334,604</b>	転換社債型新株予約権付社債	25,250
建物及び構築物	108,136	長期借入金	8,280
機械装置及び車両運搬具	21,571	繰延税金負債	3,023
工具器具備品	3,687	役員退職慰労引当金	1,569
土地	184,671	株式給付引当金	5,448
建設仮勘定	6,205	役員株式給付引当金	142
その他有形固定資産	10,331	退職給付に係る負債	81,438
<b>無形固定資産</b>	<b>16,461</b>	資産除去債務	3,628
のれん	11,480	その他固定負債	9,838
その他無形固定資産	4,980		
<b>投資その他の資産</b>	<b>78,470</b>	<b>負債合計</b>	<b>249,613</b>
投資有価証券	58,939	(純資産の部)	
長期貸付金	225	<b>株主資本</b>	<b>409,788</b>
繰延税金資産	13,937	資本金	42,481
その他投資	5,830	資本剰余金	81,625
貸倒引当金	△462	利益剰余金	321,178
<b>資産合計</b>	<b>672,247</b>	自己株式	△35,497
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,472</b>
		その他有価証券評価差額金	15,344
		土地再評価差額金	△122
		為替換算調整勘定	△859
		退職給付に係る調整累計額	△4,889
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,374</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>422,634</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>672,247</b>

## 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

科目	金額	
	百万円	百万円
<b>売上高</b>		<b>592,046</b>
<b>売上原価</b>		<b>525,852</b>
<b>売上総利益</b>		<b>66,193</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>41,633</b>
<b>営業利益</b>		<b>24,560</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	15	
受取配当金	1,334	
持分法による投資利益	442	
投資事業組合運用益	188	
雇用調整助成金	596	
その他収益	1,239	3,818
<b>営業外費用</b>		
支払利息	407	
自己株式取得費用	89	
その他費用	130	627
<b>経常利益</b>		<b>27,751</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	286	
投資有価証券売却益	1,010	
その他特別利益	14	1,311
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	938	
減損損失	53	
関係会社株式評価損	382	
その他特別損失	67	1,442
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>27,621</b>
法人税、住民税及び事業税	11,271	
法人税等調整額	△495	10,775
<b>当期純利益</b>		<b>16,845</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		184
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>16,660</b>



## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	83,744	309,303	△15,837	419,692
会計方針の変更による 累積的影響額			2,898		2,898
会計方針の変更を反映した 当期首残高	42,481	83,744	312,202	△15,837	422,591
当期変動額					
剰余金の配当			△7,684		△7,684
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,660		16,660
自己株式の取得				△20,000	△20,000
自己株式の処分		2		339	342
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△2,121			△2,121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△2,119	8,976	△19,660	△12,802
当期末残高	42,481	81,625	321,178	△35,497	409,788

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	9,897	△108	△603	△5,613	3,572	6,649	429,914
会計方針の変更による 累積的影響額							2,898
会計方針の変更を反映した 当期首残高	9,897	△108	△603	△5,613	3,572	6,649	432,813
当期変動額							
剰余金の配当							△7,684
親会社株主に帰属する 当期純利益							16,660
自己株式の取得							△20,000
自己株式の処分							342
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△2,121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,446	△13	△256	723	5,899	△3,275	2,624
当期変動額合計	5,446	△13	△256	723	5,899	△3,275	△10,178
当期末残高	15,344	△122	△859	△4,889	9,472	3,374	422,634

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>78,188</b>	<b>流動負債</b>	<b>107,475</b>
現金及び預金	30,154	短期借入金	105,332
営業未収金	7	未払金	318
有価証券	26,000	未払費用	81
未収法人税等	26	未払法人税等	1,517
未収入金	3,583	未払消費税等	20
短期貸付金	19,381	その他流動負債	204
その他流動資産	312	<b>固定負債</b>	<b>30,530</b>
貸倒引当金	△1,277	転換社債型新株予約権付社債	25,250
<b>固定資産</b>	<b>294,311</b>	退職給付引当金	97
<b>有形固定資産</b>	<b>17</b>	役員株式給付引当金	142
工具器具備品	17	繰延税金負債	4,911
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	その他固定負債	129
ソフトウェア	0	<b>負債合計</b>	<b>138,006</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>294,293</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	34,357	<b>株主資本</b>	<b>221,342</b>
関係会社株式及び出資金	255,526	<b>資本金</b>	<b>42,481</b>
長期貸付金	4,741	<b>資本剰余金</b>	<b>120,983</b>
その他投資	33	資本準備金	116,937
貸倒引当金	△364	その他資本剰余金	4,046
<b>資産合計</b>	<b>372,499</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>93,131</b>
		利益準備金	4,262
		その他利益剰余金	88,868
		退職積立金	585
		別途積立金	66,448
		繰越利益剰余金	21,835
		<b>自己株式</b>	<b>△35,253</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,150</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>13,150</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>234,493</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>372,499</b>

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
<b>営業収益</b>		
営業収入	406	
関係会社受取配当金	9,675	10,081
<b>営業原価</b>		41
<b>営業総利益</b>		10,039
<b>販売費及び一般管理費</b>		1,523
<b>営業利益</b>		8,516
<b>営業外収益</b>		
受取利息	125	
受取配当金	559	
投資事業組合運用益	188	
その他収益	11	885
<b>営業外費用</b>		
支払利息	12	
自己株式取得費用	89	
その他費用	59	161
<b>経常利益</b>		9,240
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	865	
貸倒引当金戻入額	3	868
<b>特別損失</b>		
関係会社投資損失	1,070	
投資有価証券評価損	0	1,070
<b>税引前当期純利益</b>		9,038
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	12	135
<b>当期純利益</b>		8,902

## 株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで ）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	4,043	120,980	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			2	2			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	2	2	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	4,046	120,983	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	20,616	91,912	△15,593	239,781	8,682	248,464
当期変動額						
剰余金の配当	△7,684	△7,684		△7,684		△7,684
当期純利益	8,902	8,902		8,902		8,902
自己株式の取得			△20,000	△20,000		△20,000
自己株式の処分			339	342		342
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					4,467	4,467
当期変動額合計	1,218	1,218	△19,660	△18,439	4,467	△13,971
当期末残高	21,835	93,131	△35,253	221,342	13,150	234,493

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 田 国 良 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

セイノーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 田 国 良 ㊦  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊦  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 寺田新吾 ㊟

常勤監査役 伊藤信彦 ㊟

社外監査役 笠松栄治 ㊟

社外監査役 増田宏之 ㊟

以上

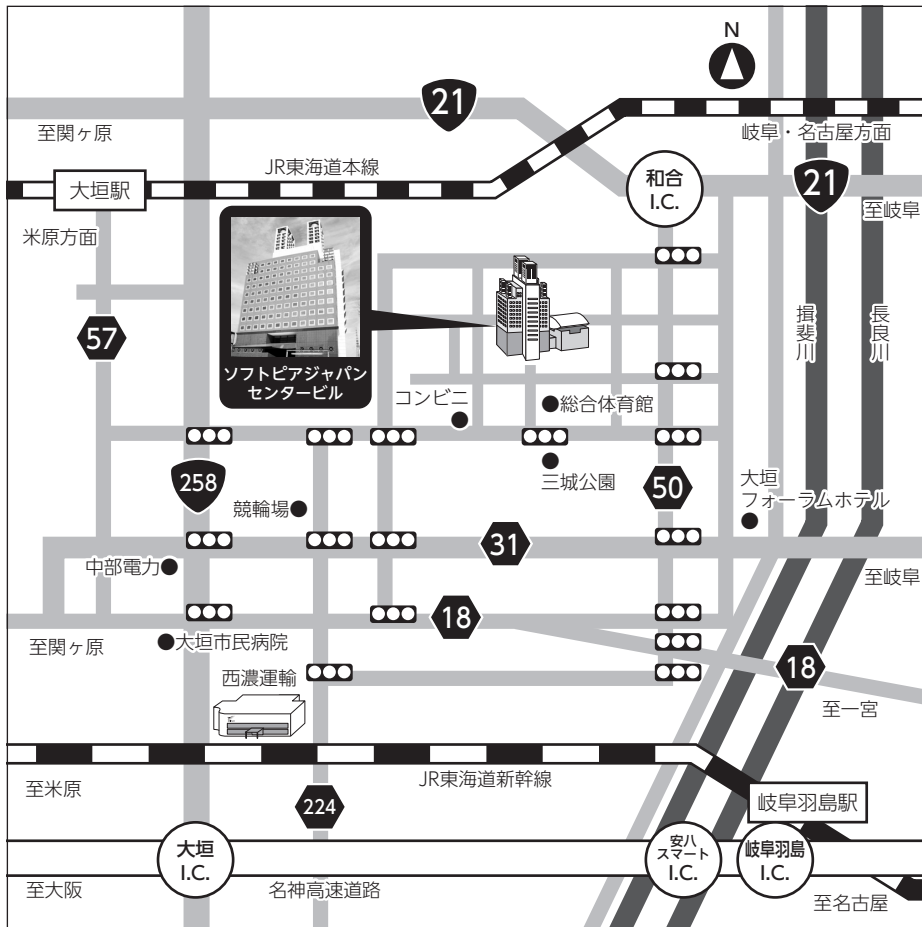
メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



# 株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7  
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール  
電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約20分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3番のりば ソフトピア線で約10分 「ソフトピアジャパン」バス停下車

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取ってください。

